

防衛省防衛研究所仕様書

品名	戦史史料のレプリカ	部 課 名	戦史研究センター
----	-----------	-------	----------

1 適用範囲

この仕様書は、戦史史料のレプリカについて規定する。

2 製品に関する要求

2. 1 製作するレプリカの形状、寸法及び数量等
別表による。

2. 2 仕様

(1) 原寸複製する。

(2) 原本史料の外観を忠実に再現するものとする。原本史料と比較し視覚的に不自然さがなく、レプリカ単体で展示ケースに収めて別表の形状で展示した場合に歴史的史料として違和感のない仕上がりとする。

(3) 高精細出力を基礎とし、色時代加工を行うものとする。

(4) レプリカに使用する用紙は、原本史料と比較して違和感のない程度のものであるものを使用する。

(5) 別表の形状で展示した場合に隠れている部分を除き、書かれている文字等は全て表現する。

(6) 製本方法は、原本史料を基本とする。

(7) 小口・天・地部分の紙の段差についても表現する。

(8) 開いて平置きの状態で作成するレプリカについては、文鎮等で押さえる必要がない状態に製作する。

3 撮影等作業場所

防衛省防衛研究所戦史研究センター（以下「センター」という。）内の官側の指定する場所で行う。原本史料のセンター外への持ち出しは不可とする。ただし、4. 1 (4) により官側が所有するマイクロフィルムを利用する場合は、官側に借用書を提出することによりセンター外での作業を認める。センター外への持ち出しの際は、破損、盗難、紛失等を防止する措置をとった上で運搬し、作業場所の耐火保管庫において保管すること。

4 製作方法

4. 1 撮影及び資料取り

- (1) 表紙又は見開き部分等をデジタル撮影する。撮影データは、等倍時に300dpi以上となるように撮影する。
- (2) 撮影用レンズは、色収差、回折及び偏歪が極めて少ない分解能力に優れたレンズを使用する。
- (3) 撮影に使用する光源及び撮影露光量は、原本史料に退色等の悪影響を与えないよう十分配慮する。
- (4) 見開き部分が、撮影困難な史料についても解体は不可とする。開いた状態で製作する史料については、官側が所有するマイクロフィルムデータを利用することができる。
- (5) 原本史料を採寸、色見本取りする。

4. 2 出力

- (1) 4. 1の撮影等データを基に画像編集及び出力用のデータを作成する。
- (2) 必要に応じて版延伸・版接合・画像消去を行い、1枚ものに画像を合成する。
- (3) 作成されたデータから出力する。
- (4) 出力用インクは、耐光性かつ経年劣化による退色が極力少ないものを使用する。

4. 3 加工

- (1) 4. 2により出力された紙及び冊子全体に色時代加工を行う。
- (2) 簿冊加工を行う。
- (3) 色時代加工は専門の技術者によって行う。
- (4) 校正は、2回行う。ただし、不具合がある場合は、是正されるまで実施する。

5 納品物

契約相手方は、以下に示す納品物を官側に納入するものとする。

- (1) レプリカ 6点
- (2) レプリカの撮影データ：格納媒体 [DVD R]

6 納入場所

防衛省防衛研究所戦史研究センター史料室（庁舎F 1 棟 1 階）
（東京都新宿区市谷本村町 5 - 1）

7 納期

令和 5 年 9 月 2 9 日（金）

8 検査

2 項に基づき、納品物について目視検査を実施する。

9 その他

- (1) 契約相手方は、契約後速やかに官側と十分な打合せを行い、仕様等の詳細について確認した上で作業工程表を提出し、官側の承認を得るものとする。
- (2) 契約相手方は、レプリカ製作作業に万全を期すため、必要に応じて官側の製作状況の中間検査を受けるものとする。また、本契約履行上必要に応じて官側の立会いを求めることができる。
- (3) レプリカ製作のための撮影等に必要な資機材等は、契約相手方において準備するものとする。
- (4) 契約相手方は、本契約で知り得た情報に関して秘密を厳守し、情報を第三者に洩らすことにより、官側に不利益を与える行為をしてはならない。
- (5) 撮影する原本史料は、歴史的に重要かつ貴重な史料であることを十分認識し、取扱いには細心の注意を払い、万が一にも損傷及び亡失等の事故が起きないように作業を実施すること。
- (6) 契約の履行に当たり発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）については、契約相手方が負担するものとする。ただし、その損害のうち官側の責に帰すべき理由により生じたものについては、この限りでない。
- (7) 納品物に係る著作権は、防衛省防衛研究所に帰属する。また、契約相手方は、防衛省防衛研究所に対し、納品物に関して著作者人格権を行使しないものとする。
- (8) 資格要件は以下のとおりとする。
 - ア 公文書館又は公文書館に類する機関等の古文書（和綴じ史料）の史料レプリカ（以下「史料レプリカ」と言う）製作の契約実績を過去 5 年間に複数回有すること。
 - イ 史料レプリカの製作に従事する技術者を有すること。
 - ウ 4. 1（4）により持ち出したマイクロフィルムを保管する耐火保管庫を有すること。

エ 上記要件を満たすことを証明する資料を官側の指定する日までに書面で提出するものとする。

イについては、技術者の経歴及び実績を証明する書面を官側に提出し、承認を受けること。当該技術者が本製作にふさわしくないと判断された場合は、担当技術者の変更を求めることができる。

(9) この仕様書に定めのない事項については、官側と協議して対処するものとする。

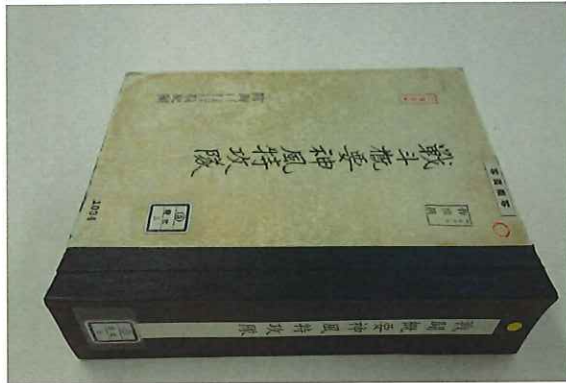
(10) この仕様書に疑義が生じた場合は、速やかに官側と協議するものとする。

別表

番号	史料名	登録番号	形状	閉じて平置きの状態での寸法	数量	備考
1	戦闘概要神風特攻隊	⑤ 航空部隊-特攻-5	開いて平置きの状態	縦 25.2 cm 横 18.2 cm 高さ 6.0 cm	1冊	背表紙の再現が必要
2	南方軍(隷下部隊)関係電報綴 昭和19年1月2日~12月31日	中央-作戦指導重要電報-55	開いて平置きの状態	縦 26.0 cm 横 17.3 cm 高さ 5.0 cm	1冊	
3	第61航空戦隊戦時日誌 あ号作戦 昭和19年5月15日~7月9日	⑤ 航空部隊-戦闘詳報・戦時日誌-179	開いて平置きの状態	縦 25.5 cm 横 18.2 cm 高さ 5.0 cm	1冊	
4	今後採るべき戦争指導の大綱 御前会議議事録 昭和19年8月19日	中央-戦争指導重要国策文書-1083	開いて平置きの状態	縦 26.0 cm 横 17.3 cm 高さ 5.5 cm	1冊	
5	昭和19年10月24日~10月26日 軍艦長門戦闘詳報	④ 艦船・陸上部隊-戦闘詳報戦時日誌-721	開いて平置きの状態	縦 25.5 cm 横 18.0 cm 高さ 5.5 cm	1冊	背表紙の再現が必要(下部ラベルのみ) 折り込み頁あり 小口の厚みも再現すること
6	昭和19年6月17日~21年2月12日 第14師団電報綴	中部太平洋-西カロリン-14	開いて平置きの状態	縦 26.0 cm 横 17.7 cm 高さ 4.0 cm	1冊	

レプリカ製作史料写真

1 戦闘概要神風特攻隊



2 南方軍(隷下部隊)関係電報綴



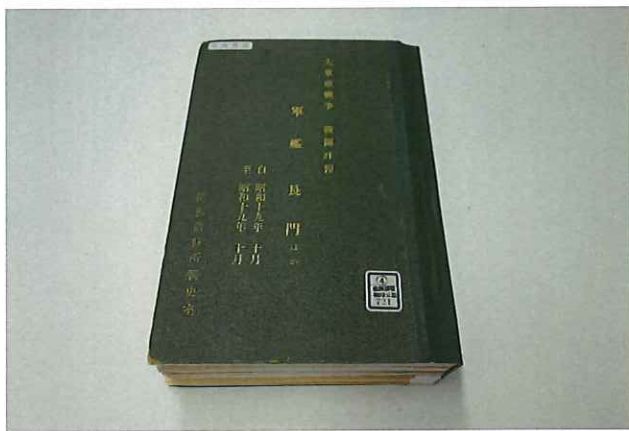
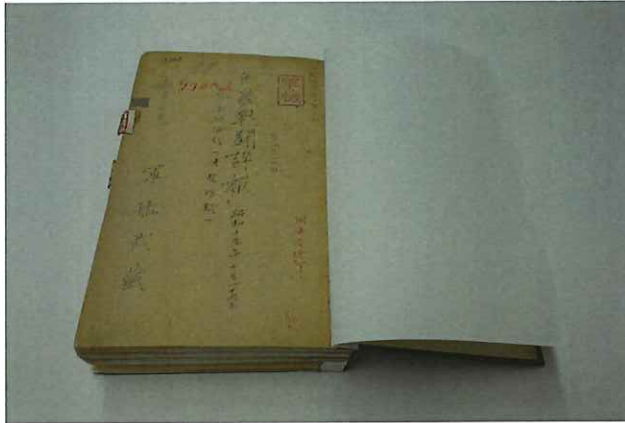
3 第61航空戦隊 戦時日誌 あ号作戦



4 今後採るべき戦争指導の大綱 御前会議議事録



5 軍艦長門戦闘詳報



6 第14師団電報綴

